

京都市告示第257号

道路法第8条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年7月25日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	久世146号線	南区久世殿城町275番地地先 同町188番地の1地先	点	
2	久世147号線	南区久世殿城町197番地の21地先 同町195番地の2地先	点	

(建設局土木管理部道路明示課)